

入札説明書

本市が発注する「令和９年度軽自動車税課税関係事務に係る労働者派遣」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和９年度軽自動車税課税関係事務に係る労働者派遣
- (2) 派遣期間 令和８年１０月１６日から令和９年６月３０日まで
- (3) 派遣契約の概要 仕様書のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ｱ)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ｱ) 親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ｳ) (ｱ)又は(ｲ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ｱ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 令和8年度大津市委託業務入札参加資格者名簿の「人材派遣」に登録されている者であること。
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (9) 個人情報の取扱いについて、プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントの規格ISO/IEC 27001（ISMS）を取得していること。

3 入札参加資格の審査の申請方法

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の

提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書

イ 実績調書

ウ 入札参加資格審査結果通知返信用封筒（長形３号の封筒に返信先を記載し、４６０円切手を貼り付けたもの）

- (2) 前号ア及びイに掲げる書類の様式は、大津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和８年度大津市委託業務入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合又は指名願を提出していない者であって、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任する場合にあつては、提出書類の申請者は受任者でもって記名することとし、押印を要する書類は受任者でもって押印すること。ただし、実績調書に記載する内容は本店又は支店契約のものも有効とする。
- (3) 申請者は、第１号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間、提出方法及び送付先は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和８年９月３日（木）から同月１６日（水）まで

イ 提出方法

次号の送付先に郵送により提出すること。郵送の方法は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかによるものとし、入札参加資格審査結果通知書が到着するまで「受領書（お客様控）」を保管すること。郵便事故等については申請者のリスク負担とし、申請書等の到達確認の問合せには、一切応じない。

なお、申請書等は前号の受付期間に「大津市役所内郵便局」に必着とし、持参による提出は認めない。

ウ 送付先

〒520-0037 大津市御陵町３番１号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部市民税課宛

- (5) 郵送費を含め書類の作成に係る費用は、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和８年９月１７日（木）以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第２項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。
- (3) 入札参加資格がないと認定された者には、第１号の通知書にその理由を付す。

なお、入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この説明を求める場合は、令和８年９月２４日（木）までに大津市役所総務部市民税課へその旨を記載した書面を提出すること。

5 契約条項を示す場所及び期間

契約書及び仕様書については、大津市役所総務部市民税課において閲覧することができる。

閲覧期間は、令和８年９月３日（木）から同月１６日（水）まで（大津市の休日を定める条例

(平成元年条例第67号)第1条に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

6 入札条件

(1) 入札書の提出方法 郵送により提出すること。なお、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 送付先

〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部市民税課宛て

(3) 入札書の到達期限 令和8年9月30日(水)

(4) 入札(開札)日時 令和8年10月1日(木)午前10時

(5) 入札(開札)場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館5階入札室

(6) 入札保証金

大津市契約規則(昭和40年規則第35号。以下「契約規則」という。)第5条による。

なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。

(7) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

(8) 最低制限価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

(9) 入札価格の算定方法

入札に当たっては、見積もった単価に仕様書第3項の表内①を乗じた金額を算出し、その総額にて入札すること。

(10) 契約保証金 契約規則第24条による。

(11) 入札回数 3回までとする。

(12) 支払条件

請求書による毎月払とする。支払いは、適法な請求を受けた日から30日以内とする。

(13) 落札者の決定方法

落札者は、予定価格以下最低制限価格以上で、最低の価格をもって入札した者とする。

開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

この場合は、「【別記2】郵便入札方式用くじによる落札者決定の方法」のとおり、同価格の入札をした者の入札書に記載のくじ番号から抽選を行い、落札者を決定する。

契約を締結する日までの間に落札者が第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(14) 入札に関する注意事項

ア 入札書は、本市の指定様式により、入札参加申請書の本社の代表者名(当該申請書で支社・支店・営業所長等に全権を委任している場合は、その者)で行うこととし、代理人による入札は認めない。

イ 見積内訳書

入札書には必ず見積内訳書(件名、入札者の住所又は所在地・商号又は名称・代表者氏名を記載)を添えて第1号の郵送方法により提出すること。見積内訳書は一式計上ではなく、単価等を明示し、積算内容がわかるものとする。見積内訳書の提出がない場合は入札を無効とする。

なお、入札書の入札金額と見積内訳書の税抜き合計金額は、必ず一致させること。

- ウ 入札書等は、日本郵便株式会社大津市役所内郵便局から本市に到達したときをもって入札書等の提出があったものとみなし、本市到達後の入札書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、郵便事故等については入札者のリスク負担とする。

エ 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札説明会

実施しない。

カ 質問について

疑義等がある場合には、令和8年9月16日（水）午後5時までに質問書（様式はホームページに掲載のものを使用）を大津市総務部市民税課へ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、市民税課へ電話連絡すること。質疑項目がない場合は提出不要。なお、質問への回答は当該入札参加審査の結果、「参加資格有り」の業者からの質問のみに限る。

送信先アドレス otsu1215@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-528-2707

質問回答日時 令和8年9月17日（木）本市ホームページ上（ホーム＞事業者向け＞入札・契約＞一般競争入札＞質問・回答）に掲載

キ 開札の立会い

- (ア) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。ただし、立会いを希望する場合は、開札立会申請書（様式第2号）を令和8年9月30日（水）正午までに大津市総務部市民税課へ電子メール又はファックスにて送信しなければならない。

※電子メール又はファックス以外の方法によるものは受け付けない。なお、電子メール又はファックスの送信に当たっては、確認のため、送信した旨、大津市総務部市民税課へ電話連絡すること。

送信先アドレス otsu1215@city.otsu.lg.jp

送信先ファックス番号 077-524-4944

電話番号 077-528-2707

- (イ) 本人又は法人の代表者以外の者（以下「代理人」という。）が立会いを希望する場合は、立会人委任状（様式第3号）を開札当日に持参しなければならない。
- (ロ) 同一入札において、同一の事業者が2人以上立ち会うことはできない。

- (エ) 入札参加者に立会いを希望する者がいない場合は、施行令第167条の8第1項及び契約規則第10条第2項に基づき、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、開札するものとする。
- (オ) (7) に定めた期日までに開札立会申請書（様式第2号）の提出が無い者は開札に立会うことができない。また、開札立会申請書（様式第2号）が提出されている者であって代理人が立会を希望する場合、開札当日に立会人委任状（様式第3号）を持参しなければ開札に立会うことができない。

ク 入札の無効

- (ア) 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - a 契約規則第13条各号に該当する入札
 - b 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
 - c 持参、宅配便等で市民税課に直接提出された入札
 - d 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
 - e 第6項第3号の到達期限より後に大津市役所郵便局に到達した入札
 - f 大津市役所内郵便局において市民税課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札
 - g 入札書及び見積内訳書が同封されていない入札
 - h 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札
 - i 入札書に記名押印がない入札
 - j 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
 - k 入札書に件名のない又は間違いのある入札
 - l 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - m 同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。
- (イ) (7) の規定により無効とされた入札書等は返却しないものとする。

ケ 入札の辞退

令和8年9月30日（水）午後5時までに大津市総務部市民税課へ辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、入札書等を郵送した後であっても入札の辞退を認めるものとし、その申出は辞退届の提出をもって行う。

コ 再度入札

開札の結果、落札となるべき者がなく当該入札を中止する理由もない場合は、2回を限度として再度入札を執行することとし、再度入札の入札書受付期間、入札（開札）日時その他必要事項を再入札通知書により通知する。

サ 費用の負担

郵送費を含め当該入札に係る費用については、入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

シ 入札結果の通知等

落札者を決定した場合は、落札者に速やかに電話又はファックス（当該入札の立会人として参加している場合は口頭）により連絡するとともに書面にて契約締

結に必要な事項を指示する。また、入札結果は大津市ホームページに掲載するとともに、その写しを大津市総務部市民税課において閲覧に供する。

ス 異議の申立

入札参加者は、関係法令等及び入札説明書に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかった場合も同様とする。

セ その他

(7) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(4) この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

7 この入札に関する問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市総務部市民税課

電話 077-528-2707